

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度について」

・概要と目的

建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度（以下「自主宣言」という。）は、建設技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を内外に発信することにより、建設技能者から発注者・エンドユーザーに至るまでのサプライチェーンの中で当該事業者が適切に評価され、ひいては受注機会が確保されることや就業者に選ばれることなどにより、処遇改善の取組が持続的に行われることとなる枠組を作ることを目的としています。

・自主宣言を行うメリット

宣言企業は、ロゴマークを使用可能とし企業一覧を国土交通省HPで公表。また、宣言企業に対して今後インセンティブを講じることを検討しております。

※経審ではW点(社会性等)で加点されることがほぼ決定のようです。加点は5点の見込みのようです。今年7月後の施行の予定のようですが、既に宣言されている企業もあります。取り組むには余裕が大事です。（国交省HPから検索可能）上記「自主宣言」に関連しているのが「CCUSの取組み」ですので併せてご確認ご検討下さい。

・宣言の申請方法等

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言」か愛称の「職人いきいき宣言」で検索するか国土交通省HPをご覧ください。

この画面の下欄に申請窓口があります。（スマホでの検索にはQRをご利用下さい）



国交省

注意事項

- 自主宣言は、代表者の名前で宣言するものであること。また、登録後は企業名、代表者名を含む宣言文がポータルサイトに公開されます。
※建設業許可業者の場合、企業名、代表者名は建設業許可情報から取得します。
- 自主宣言は、元請事業者・下請事業者・発注者の立場で宣言することができますが、重複して宣言することはできません。
なお、元請事業者・下請事業者いずれの立場の宣言においても経営事項審査では加点対象の予定です。
- 自主宣言を行うにあたり、すべての取組が開始されていない場合でも宣言は可能です。ただし、取組開始日（申請時に設定する1年以内の日）までにあります。
※自主宣言の申請した日を「宣言日」とし、各取組の中で開始が最も遅い日を「取組開始日」とします。
※取組開始日までに、取組が実施できていなかった場合は、取り下げをしてください。取り下げを行わない場合、再度の申請が1年間できなく
※申請時点で、取り組みがすべて行われているのであれば、「宣言日」と「取組開始日」は同一で構いません。
- シンボルマークの使用は取組開始日以降に使用可能です。
- 自主宣言の有効期間は、申請日の翌月を起算日として2年経過後の最初の12月末日までとなります。
- 事業規模や建設業許可の有無にかかわらず、以下の要件を満たす場合に申請が可能です。
 - 役員に、専任役員又は専任役員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「専任役員等」という。)がないこと。
 - 専任役員等が企業の事業活動を支配していないこと。
 - 建設業法に基づく指示処分以上の行政処分が行われた日から1年以上を経過していること。
 - 宣言の掲載が取消された場合においては、取り消された日から1年を経過していること。
- 宣言の内容について疑義が生じた場合には、事務局からの問い合わせに速やかかつ誠実に回答いただきます。
疑義が払拭されない場合や報告がなされない場合には、宣言を取り消すことがあります。また、虚偽その他悪質な疑義が判明した場合には、必要に応じて提供することがあります。

3. 宣言（申請）

こちらから申請をしてください

申請する

OFFICE UEHARA

